

(その他) 知財ポリシーの修正について

IoPプロジェクトで定める知財ポリシーについて、企業等との共同研究を促進するため、以下の要領で修正を行う。

< 課題と方針 >

1. 課題

現状の知財ポリシーは、IoPに関する研究で得られた知的財産権については高知県へ譲渡または専用実施権を設定すること等とされている。

第5条 (知的財産の管理・活用の促進)
 関係組織は、知的財産の管理をするとともに、知的財産権を用いた研究資金の獲得や企業等への実施許諾等の活用を積極的に努めるものとする。ただし、高知県内での知的財産の活用を優先する。この場合において、関係組織は、**知的財産権の一部又は全部を高知県等に譲渡すること、専用実施権等を高知県等に設定すること、通常実施権等を高知県等に許諾すること、通常実施権等を第三者に許諾することを高知県等に許容することなど、複数の選択肢の中から適したものを高知県等と協議の上決定する。**

企業が費用を投じて大学との共同研究を計画する場合、この条件が大きな障壁になりかねない。

2. 修正の方針

第5条に新たに第2項として、

・IoPの予算を使わない研究かつ企業等が費用を拠出する共同研究の成果については、その取り扱いは当事者間で決める。

という旨の条項を加える。

これにより、大学がIoPに関する知見等を生かして企業の支出により研究を行う場合に、成果たる知的財産の活用については必ずしも高知県に束縛されない。

なお、研究内容については共同研究契約の段階で高知県に相談し、高知県の施設園芸農業の発展の妨げになる可能性等についても検討する。

その他、体裁や文言に係る軽微な修正を施す。

3. 決定の方法

現状の知財ポリシーは、令和元年9月21日「IoP推進機構検討部会」で制定。

今回の修正内容について、IoP推進機構 知財ワーキングおよび機構委員会にて修正案を検討。

→IoPプロジェクト代表者会議での最終審議により修正案を決定し各大学等に徹底していく

< 状況と今後の予定 >

7/24(月) 代表者会議で課題の共有
 8/4 (金) IoP推進機構委員会で検討済
 8/21(月) **産学官連携協議会にて修正の方向性を確認**

→**今後の代表者会議 (書面) で決定予定**